

契丹小字の方位と

若干の數詞について

豊田五郎

1990年11月

契丹大字の方位と若干の數詞について

豊田五郎

1. 1975年冬内蒙古で“北大王墓誌”が発見された。これは重熙十年(1041)二月になくなった北大王耶律万辛のもので、契丹大字に漢字が混用されており、漢文墓誌と対照して日付、皇帝、太后等のほかに次の如きものが読み取れた。

南西都岑邑

西南面都招討

芥太王

北大王

天山岑北東

天山之東北

そこで契丹大字で方位をあらわすのに東西南北の漢字と同形を用い、又方位の呼稱は漢語の西南を南西とし東北を北東と倒置したことが明らかに反る。①

又1160年以前の女真文書に、策奕南此とあり漢字をもととした契丹大字をうけつく。②

① 劉鳳翥 馬俊山《契丹大字〈北大王墓誌〉考釈》文物1983年第9期載参照。

② 劉最長 朱捷元《西安碑林發現女真文書南宋拓全幅集王〈聖教序〉及版畫》文物1979年第5期載参照。

2. 劉鳳翥は1984年発表した一文中で次の字を読んでいる。①

一 爰化 (仲8) 北院

大化 凡用 中丙 爰化 東京留守 (出所不詳 耶律仁先墓誌からと推定)

王弘力は1986年更に一步進んで次の様に

一 十 丩 无 北和 (仲9) 北面招討司之 (丩无は原義百五)

一 小 爰化 (令14) 北南院

と釈読している。②

契丹小字に於ては前述の契丹大字や女真字と異り、漢字の東西南北とちがった字でこれを表記したことがわかる。

王弘力は1990年にも小十を南面、南原と解釈し小を南とする爰は変っていない。③

小が南であれば(許9)の次の句の意味がわかる。

母力 百央 北 公 爰 小 爰化 令 母 爰 爰 母 爰 子 北

子薬師奴南院副部署 = 除

《遼史・百官志》に南院副部署の官名がある。

① 劉鳳翥《遼代的語言和文字》博物館研究 1984年第3期載 参照

② 王弘力《契丹小字墓誌研究》民族語文 1986年第4期載 参照

③ 王弘力《契丹小字官殿解》内蒙古大学学报(哲社) 1990年第1期載

る。《遼史礼志》六の討五、同国語解の六爪、
爪百數也はつとに白鳥庫吉博士によつて蒙古
語の対音とされたが、百五 Jau tau ^{模語借用語の}を招討て
あると考へたのは王弘力が最初である。但し
一十を北面と解釈するにはまた検討の余地が
ある。私は一を北とするのは正しいが十を面
とするのは根拠がなく《遼史》に北面招討はな
い。そこで私は十を新たに西と解釈する。①

契丹では前の契丹大字の例の按に西南を南
西と書いたが、一十第西北が北西招討司であると
すれば《遼史》にいう西北路招討司とも一致す
るし更に有力な証拠がある。

又考 公 小 十 今 住 疑 總 小 西
有 生 亦 小 十 今 住 疑 總 小 西
又考 公 小 十 今 住 疑 總 小 西
有 生 亦 小 十 今 住 疑 總 小 西
(13) (度陵が慶州西北にあつたことは)
京大東洋史辞典慶州項参照

又考 公 小 十 今 住 疑 總 小 西
有 生 亦 小 十 今 住 疑 總 小 西
(興2) (《宮殿解》で)
王弘力は第一字を秋と読む)

孫鉢, 南西行官駐, 崩

公 小 十 (道5)

孫鉢, 南西

以上何れも漢語西北西南を北西南西とする。

① 豊田五郎《契丹小字についての幾つかの探索II》1986年11月稿。

4.	私	は	契丹	小字	で	方位	を	次	の	よ	う	に	表	わ	し				
	た	と	思	う	。	但	し	東 ^{だけ}	の	使	用	例	は	見	当	ら	な	い	
	東		大	又	化														
	西		十	又	帆	漢語	si			使	用	例	帆	帆	帆	(仲)	16)		
	南		小																
	北		一																

大化 帆 帆 又 帆
東京 留守

西京=至ル

東京留守は本来ならば漢語借用語として帆帆
帆帆のように書くべきであるのに、わざわざ
化を用いたのは契丹音を表わしたのである。

2に於て一化即ち北院を例示したがこの化字
について劉鳳翥は1983年にこう述べる。

"又の音価はuである。化の字形は読音riの
原字化によく似ており、読音が勅である女真
字化に近似し、それらの音にはある種の関係
がある。---女真字余化の二字は吧勅で院の
意味があるが丁度化の読音と同じであり、化
もやはり院の意味がある。又官の意味があり
契丹語中"官曰翰魯朵"とある。《高昌訳語》は漢字
で官を兀兒都と読むが契丹語と同じである"①

① 劉鳳翥《契丹小字解説再探》考古学報1983年第2期載

5、化をrと読んで差支えなければ、大即ち東にはr字を含んでいたことになる。今方位を表にするに次のようになる。

	東	西	南	北
契丹小字	大(大)	十(大)	小	一
至元訳語	咄羅納	豁羅納	愛木捏	兀木捏
蒙古秘史	^{大21a} dorona 朵羅納	^{-19a} hörene 訶列捏	^{七19a} emüne 額木捏	^{-19a} ümere 兀蔑列
華夷訳語	朵羅納	呵羅捏	額木捏	兀蔑列
ウイグル式 蒙古字文献	^{西字31} jegün	^{西字6} barajun	^{西字6} emüne	^{興元15} ümere

東の意味でrを含んだものは dorona であり私は大にdの音価を与え、大 d-r で dorona と読むが、西南北もこれとセットで考えるべきであろう。そこで次のように仮定しておく。

東	大	dorona					
西	十	hörene					
南	小	emüne					
北	一	ümere					

一十兩五廿有 は ümere-hörene jautausi-in である。

北 西 招討司

6. 1985年版《契丹小字研究》によると契丹小字の基本数詞に次の14字がある。

毛, 丕, 包, 毛, 丕, 加, 斤, 丕, 泰, 毛, 丁, 一, 丕, 丕
一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 廿 卅 百 千

但し百千については釈文中に数例だけ見える。

1986年王弘力《契丹小字墓誌研究》は更に範囲を拡げて及の新釈読を加えている。

“及 tum は --- 九尾を加えると tumən となり万の意味をもつ。及 丕 丕 丕 (故17) 第一字は tum-uən > tumən

と読み、《遼史》に特滿の訳音あり突厥語 tūmān 万人長に由来するらしい。特滿太尉は官職名である可能性がある。《百官志》に特滿軍詳穩司あり参考とすべきである。”

私は下記の例をこれに矛盾しないと考える。

及 丕 (興4) 及 丕 丕 丕 (道10) 及 丕 丕 (道34)
万事 万国掌汗 万国

王弘力は又“契丹小字の単位百千万位の数字はすでに全部解読され、十位の数は既に毛 丕 丁 廿 一 卅 が解釈され、また四十～九十が欠けている”という。

7、1977年契丹文字研究小组の《关于契丹小字研究》は興宗、仁懿、道宗、宣懿各哀冊に、この四人の死亡時期を述べ、年月日と場所格形の語の後にある𐰽と𐰽が崩の意味で、𐰽は語幹で𐰽と𐰽は語尾であるとしている。①

王弘力は《契丹小字墓誌研究》でその上に卒、薨の意味のある𐰽とその活用形𐰽と𐰽を釈読した。又享年の意味のある𐰽をounと読み蒙古語on年に相当するとした。(私は齡と読む) 今例を挙げると次のようである。

𐰽𐰽𐰽𐰽 (興2) 𐰽𐰽𐰽𐰽 (道5)
 行宮=駐崩ス 行宮=駐崩ス

𐰽𐰽𐰽𐰽 (故13)

齡三十五𐰽行𐰽𐰽 俄𐰽卒ス

父務𐰽𐰽𐰽𐰽𐰽𐰽𐰽𐰽 (仲25) 𐰽𐰽𐰽 (仲26)

大𐰽𐰽 俄𐰽到 此 年 五 月 二 日 / 夜 薨ス

𐰽𐰽𐰽𐰽 (令18)

卒齡 𐰽 八

① 《关于契丹小字研究》 内蒙古大学学报 1977年第4期 契丹小字研究专号 载

8、《令公墓誌》第18行の死亡年令については
まだ誰も論じていないが、私は乙字を五十と
推定する。《道宗哀冊》第29行にも乙字がある。

乙字 第一字は 乙 (即5) duanda ü'ul の
中興五十年 仲冬

中央である。第二字は興3に15道6宣26に見
える態と同じく興と解すべきである。

坪 簾 和 纒 築 鬚 髮 (興3)

永興陵、宮、掩、閉、ス

道宗哀冊に中興五十年という理由はこうで
ある。

道宗は清寧元年(1055年)に即位し壽昌七年
(1101年)に崩じて治世は四十六年^余であつたか
ら五十年と稱したのである。

従つて《令公墓誌》第18行は富留太師の卒
^{五十八}年で、諸刺史に任じた太師の享年にふさわし
い。以上^{により}契丹小字乙を五十と推定した。

幣 放 乙 至 (令18)

卒 齡 五 十 八

9. 《仁懿哀冊》¹¹⁾第12行に次の文がある。

主 空 淑 ----- 父 笏 丕 熒 安 平 包 艾 熒 艾 禪 友 天
皇 太 后 大 康 二 丙 辰 年 三 月 丙 辰 朔 六 日

永 笏 ---- (仁11) ----- 疾 入 疾 齋 (仁12)
辛 酉 齡 ニテ 崩ス

王弘力は《契丹小字墓誌研究》にこの父を誤って父と書いているが、これを六十として第12行を享年六十二而崩と釈読している。

父を六十とすれば^{私は}次の解釈が出来ると思う。

父 笏 熒 齋 (興31) 第三四字は (道23) にある： 笏 熒
六 十 四 聖 卦 聖 卦

それでは王弘力の釈読が正しいか否か検証して見よう。

遼では皇帝太后太子は十二年毎に再生礼即ち覆誕礼を行つたが、儀式は再度の誕生を兼ねた神事が主である。これは統治者は常に壯者でなければならぬと考えたため、遼制では十二年一次該当者の本命前の十二月吉日に行うと定められていた。

朱子方によると

10. 《遼史・道宗紀》清寧八年(1062年)十二月戊子(十五日)に"以皇太后行再生礼曲赦西京囚"といひ《蕭德温墓誌》に"是年冬十有二月皇太后覆誕之辰"という。皇太后とは仁懿のことて是年とは蕭德温の死の前年咸雍十年(1074年)である。清寧八年から咸雍十年迄丁度十二年で是年慶典を挙行したのはまさしく十二年一次の制に合している。①

清寧八年(1062年)は壬寅年、咸雍十年(1074年)は甲寅年であり、仁懿の本命年は夫々その翌年癸卯年と乙卯年である。仁懿は道宗の生母で道宗より十數年は年長の筈である。道宗は重熙元年壬申八月丙午即ち1032年生れて、それから十數年を遡る卯の年は南泰四年(1015年)乙卯であり、興宗は南泰五年(1016年)生れておるから丁度好い配偶であつた。従つて私は仁懿が南泰四年(1015年)十二月初三の生れて、大康二年三月辛酉初六に崩じた時享年六十二才であつたと推定する。

① 朱子方《遼代覆誕礼管窺》《遼金史論集》1987年載。

11、《許王墓誌》第98行に次の文がある。

〔正〕 艾 丕 疎 栢 可 斐 鏤 擘

二月二日 年 齡 □ □ □ 薨 不

王弘力の《契丹小字墓誌研究》はこれを説明し
"二月二日 于 年 八 十 …… 薨 と 推 定 し、 月 を 八 十
と 読 む。《耶律斡特刺伝》に 少 不 喜 仕 祿、 年 四
十 一 始 補 本 班 郎 君、 時 樞 密 使 耶 律 乙 辛 擅 权 ……
斡 特 刺 恐 禍 及、 深 自 抑 畏、 太 康 中 爲 宿 直 官 と
あ る。 時 向 上 か ら 見 る と 耶 律 乙 辛 が 咸 雍 五 年
加 守 太 師 …… 勢 震 中 外 の 頃 于 乃 乃 斡 特 刺 が 本
班 郎 君 に 補 し た の は 咸 雍 初 て あ っ た。 も し 咸
雍 二 年 (1066) 四 十 一 歳 なら は 乾 統 五 年 (1105) に は
丁 度 八 十 歳 であ る"。 こ れ が 王 弘 力 の 月 八 十
説 の 論 拠 て あ る。

墓の主人公許王が耶律斡特刺であることは
1983年当時神戸市外国語大学長田夏樹教
授が《契丹語解読方法論序説》内陸アジア言語の研究Ⅰ
1983年載に考証して、中国の学者もこれに依拠
して居り信すべきものと考えられる。

12. 私は月を八十と釈読する王弘力の説に異議があり七十と訂正したい。理由が二つある。

(1) 耶律斡特刺の年令の見積りが過大なこと。遼代の西北路招討使は西北防衛の第一線鎮州(オルゴン河東)に治し、阻ト等^辺疆討伐統治の大任があつた。判明する限り招討使は三四十台の壯年で五十歳をこえ在任したのは斡特刺の外蕭孝友、耶律仁先の例があるが、蕭孝友は十一歳で中央に転じ、仁先は卒年六十である。乾統初耶律斡特刺が致仕を乞い招討をやめた時、王弘力の推定で計算すると七十六歳となり遅きに失する。長命の文官の場合でも七十歳までに致仕を乞うのが通例であつた。

(2) 耶律斡特刺の仕官時期を咸雍五年から十年遅らせても史書と矛盾しないこと。

斡特刺の仕官を大康二年(1076年)と推定すると前年宣懿皇后を誣死させた耶律乙辛は復北院樞密使として威を振るい、皇太子濬を翌年陥れ、大康七年に漸く失脚したのである。

耶律斡特刺の年表を作ると次のようになる。

13. 耶律斡特剌年表

西曆	年令	《遼史》耶律斡特剌傳 () 以本紀	數字	以許王墓誌行
1936 重熙 五	1	耶律斡特剌字乙辛穩 [生]		
		許國王寅底石六世孫 少不喜官祿	5	
1075 大康 元	40	(皇孫延禧生、宣統皇后被誣賜死)		
1076 二	41	始補本班郎君 時樞密使耶律乙辛擅權謾害忠良 斡特剌恐禍及深自抑畏		
1077 三	42	(耶律乙辛遣其私人盜殺庭人謫于上京)		
1081 七 歲	45 46	(耶律乙辛以罪囚于萊州)		
大康中		為宿直官 歷左右護律太保		
1085 大安 元	50	升燕王傅 徙左夷魯畢		
1088 四	53	改北院樞密副使 賜翼聖佐義功臣	13	16
1094 十	59	(以知樞密院事耶律斡特剌為都統討磨古斯)	18	
1095 壽昌 元	60	拜西北路招討使討漆水郡王	24	24
1097 三	62	拜南府宰相 召為契丹行宮都部署	25	
1099 五	64	復為西北路招討使		
1100 六	65	擒磨古斯 加守太保 賜奉國匡化功臣	29	29
1101 乾統 元	66	乞致仕不許止罷招討 兼南院樞密使封忠同郡王	33	36
1102 二	67	(以南府宰相耶律斡特剌為北院樞密使)		
1105 五	70	加守太師 賜推誠贊治功臣致仕薨	35	37

14. 既に識読之九在契丹小字語句表

	1984 劉鳳翥	1986 王弘力	1990 豊田五郎
一 姚	北院	北院	北院
一 小姚	北部院	北南院	北南院
一 十 邪 反 姚	---百五---	北面招討司之	北西招討司
姚 侖 柄 砧	東京留守		東京留守
小姚 今 服 歎	部院副部署		南院副部署
小 十		南面 (1990)	南西
反		万	万
姚 空 火	---太尉	特滿太尉	特滿太尉
姚 一 歎	薨?卅五 (1981)	年卅五歲射馳	齡卅五ニテ
姚 当 契 箇 姚			
姚 姚 乙 至	---八	卒年	卒齡 五十八
姚 姚 乙 卒	中 ---		中興 五十年
姚 姚 兩 姚	---官		永興陵, 官ニ
姚 又 歎 姚		(※又ニ誤リ) 享年六十二而崩	齡六十二ニテ崩ス
又 已 髣 姚	---四聖---		六十四聖卦
姚 同 --- 卒		年八十 --- 薨	齡七十ニテ薨ス
又 髣 箇 姚		ニ	大疾 俄 _カ 至リ
又 兩 髣 姚	二日	二日 --- 薨	二日, 夜 薨ス